

令和6年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について

令和7年3月25日

1 仮登録事業者一覧

No.	事業者名称（事業所名称）	〒	所在地	電話番号	事業者番号	担当センター
1	ホームケア横浜	224-0032	神奈川県横浜市 都筑区茅ヶ崎中央40-3 グランクレールセンター南3階	045-949-4800	1473702171	本富士
2	ケアステーション ふくしあ文京	113-0022	東京都文京区千駄木4-7-15-202	03-5809-0716	1370502187	富坂
3	居宅介護支援事業所 たいとう診療所	111-0041	東京都台東区元浅草1-6-17	03-5828-8035	1370602797	本富士
4	フローラ田無 指定居宅介護支援事業所	188-0013	東京都西東京市 向台町2-16-22	042-468-2313	1373900115	本富士

2 居宅介護支援事業者の概要

2頁のとおり

※参考

介護保険法	介護保険法第58条第1項及び第115条の46第1項の規定により、要支援または事業対象者と認定された方が介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービス等を利用する際は、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）がケアマネジメントを担当しケアプランの作成等を行います。なお、同法第115条の23第3項及び第115条の47第5項において、ケアプランの作成等の一部業務については、居宅介護支援事業者（要介護のケアプランを作成するケアマネジャー）に委託することができるとされています。
厚労省通知	厚生労働省老健局通知「地域包括支援センターの設置運営について」（一部改正：平成28年1月19日老総発0119第1号・老高発0119第1号・老振発0119号第2号・老老発0119第1号）5(1)①及び(2)において、公正・中立性を確保する観点から、委託について地域包括支援センター運営協議会（本区では地域包括ケア推進委員会）の議を経る必要があるとされています。
区要領	これらを踏まえ、本区では、ケアプランの作成等を委託する場合の基準として「文京区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿取扱要領」を定め、次のように規定しています。 ・受託を希望する事業者は、地域包括ケア推進委員会の承認を得て、受託事業者名簿に登録しなければならない。 ・未登録の事業者に委託を行う場合は、該当事業者に対して高齢者あんしん相談センターが個別指導（文京区又は都道府県の介護予防に係る研修を受講していない場合）を行ったうえで、受託事業者名簿へ仮登録を行い委託することができる。仮登録した場合は、直近の地域包括ケア推進委員会に諮問し、その承認を受けなければならない。